

吉野川市国民健康保険税計算方法

国民健康保険は使用目的に応じて、①医療分、②後期高齢者支援金分、③介護分、④子ども・子育て支援金分の4つの区分に分かれています。それぞれの区分において[A]所得割、[B]均等割、[C]平等割の税率などで計算し、合計したものが国民健康保険税の年税額となります。

- ①医療分…医療費の給付などに充てられる財源
- ②後期高齢者支援金分…後期高齢者医療制度を支えるための支援金
- ③介護分…介護保険の財源となる介護納付金分
(40歳～64歳の介護2号被保険者の方のみ負担するもの)
- ④子ども・子育て支援金分…子ども・子育て支援制度を拡充するための支援金



- [A]所得割…国保加入者の前年中の所得に応じて計算
- [B]均等割…国保加入者一人につき計算
(未就学児は5割で計算)
- [C]平等割…一世帯につき計算

※所得割に用いる所得＝前年中の総所得金額等－基礎控除(令和8年度は43万円)

(計算式) 下の各項目を組み合わせて一世帯の保険税額が決まります。

区分		令和8年度税率等	国保年税額 ①+②+③+④
①医療分	所加入者の所得()円 割 ×	8.90% → A ()円	医療分の保険税計 ① 限度額 67万円
	均等世帯の加入者数()人 割 ×	1人につき※1 30,500円 → B ()円	
	平等世帯につき計算 割 ×	1世帯につき 20,800円 → C 20,800円	
②後期高齢者支援金分	所加入者の所得()円 割 ×	3.00% → A ()円	後期高齢者支援金分の保険税額 ② 限度額 26万円
	均等世帯の加入者数()人 割 ×	1人につき※1 12,000円 → B ()円	
	平等世帯につき計算 割 ×	1世帯につき 7,600円 → C 7,600円	
③介護分(40～64歳)	所加入者の所得()円 割 ×	2.50% → A ()円	介護分の保険税計 ③ 限度額 17万円
	均等世帯の加入者数()人 割 ×	1人につき 12,000円 → B ()円	
	平等世帯につき計算 割 ×	1世帯につき 6,000円 → C 6,000円	
④子ども・子育て支援金分	所加入者の所得()円 割 ×	0.28% → A ()円	子ども・子育て支援金分の保険税計 ④ 限度額 3万円
	均等世帯の18歳以上の加入者数()人※2 割 ×	1人につき 1,200円 ○18歳以上均等割 50円を含みます。 → B ()円	
	平等世帯につき計算 割 ×	1世帯につき 800円 → C 800円	

※1 未就学児は均等割額(軽減対象の場合は軽減後の均等割額)の5割で計算します。

※2 18歳未満の方は、子ども・子育て支援金分の均等割が軽減されます。この軽減された額は18歳以上の方で負担します(18歳以上均等割)。

【軽減について】世帯主と被保険者の所得金額の合計が判定基準額以下の場合、均等割・平等割が軽減されます。該当世帯には自動適用します。※所得未申告の場合は除きます。

- ・7割軽減→基礎控除額 43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数(※) - 1)以下
 - ・5割軽減→基礎控除額 43万円 + (31万円 × 国保加入者数) + 10万円 × (給与所得者等の数(※) - 1)以下
 - ・2割軽減→基礎控除額 43万円 + (57万円 × 国保加入者数) + 10万円 × (給与所得者等の数(※) - 1)以下
- ※給与所得者等の数が1未満のときは1とします。

国民健康保険税については納期限内に納めてください。納期限後の納付になると、延滞金を請求する場合があります。

★後期高齢者医療制度の保険料についてはP19をご覧ください。

●問い合わせ 国保年金課 ☎22-2213 FAX22-2243

令和8年度から国民健康保険税が変わります

●令和8年度から国民健康保険税に子ども・子育て支援金分が加算されます。

こども家庭庁は、令和8年度から社会全体で子育てを支援する仕組みとして「子ども・子育て支援金制度」を創設しました。全世代・全経済主体が子育て支援の財源を負担し、安心して子育てできる社会の実現を目指すことが目的です。

これに伴い、令和8年度から医療保険(被用者保険・国民健康保険・後期高齢者医療制度)の保険料に子ども・子育て支援金分が加算されます。

本市国民健康保険も、従来の保険税(医療分・後期高齢者支援金分・介護分)に加えて子ども・子育て支援金分の保険税が加算されます。

●税制改正に伴い賦課限度額、軽減判定の基準が改定されます。

詳細については、以下をご覧ください。

税率と賦課限度額の改定について

	区分	令和7年度	令和8年度	比較
医療分	所得割	8.90%	8.90%	据え置き
	均等割	30,500円	30,500円	据え置き
	平等割	20,800円	20,800円	据え置き
	賦課限度額	660,000円	670,000円	+10,000円
後期高齢者支援金分	所得割	3.00%	3.00%	据え置き
	均等割	12,000円	12,000円	据え置き
	平等割	7,600円	7,600円	据え置き
	賦課限度額	260,000円	260,000円	据え置き
介護分	所得割	2.50%	2.50%	据え置き
	均等割	12,000円	12,000円	据え置き
	平等割	6,000円	6,000円	据え置き
	賦課限度額	170,000円	170,000円	据え置き
子ども・子育て支援金分	所得割	-	0.28%	新設
	均等割	-	1,150円	新設
	18歳以上均等割	-	50円	新設
	平等割	-	800円	新設
	賦課限度額	-	30,000円	新設

軽減判定基準の改定について

※5割、2割軽減の基準が拡大されます。

軽減割合	令和7年度軽減対象の基準	令和8年度軽減対象の基準
7割	43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数(※) - 1)以下	43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数(※) - 1)以下
5割	43万円 + (30万5千円 × 国保加入者数) + 10万円 × (給与所得者等の数(※) - 1)以下	43万円 + (31万円 × 国保加入者数) + 10万円 × (給与所得者等の数(※) - 1)以下
2割	43万円 + (56万円 × 国保加入者数) + 10万円 × (給与所得者等の数(※) - 1)以下	43万円 + (57万円 × 国保加入者数) + 10万円 × (給与所得者等の数(※) - 1)以下

※給与所得者等とは次の①～③に該当する方です。また、給与所得者等の数が1未満のときは1とします。

①給与収入55万円超の方 ②公的年金等の収入金額60万円超(65歳未満)の方 ③公的年金等の収入金額110万円超(65歳以上)の方